

首都直下地震対策大綱（平成17年9月）抜粋

第2章 膨大な被害への対応 ～地震に強いまちの形成～

第4節 広域防災体制の確立

1. 首都圏広域連携体制の確立

(1) 災害対策本部の速やかな設置

(略)・・・また、国は、災害発生時の各地域における医療搬送や緊急輸送等の行動を、現地レベルで的確に調整・実施できるよう、政府の現地対策本部の設置場所について、被害想定等をもとにあらかじめ計画しておくとともに、地方公共団体の災害対策本部間との情報共有化や連絡調整体制(以下「合同現地対策本部」という。)をあらかじめ整えておく。なお、有明の丘地区において、首都圏の広域防災のヘッドクォーターとなる合同現地対策本部の機能等を有する、また、東扇島地区において、合同現地対策本部の一端として被災時における物流コントロール機能を有する基幹的広域防災拠点の整備を進める。

(4) 広域連携のための交通基盤確保

広域的な連携活動を支える基盤として、広域防災拠点の整備と相互のネットワーク化を進める。国、地方公共団体は、広域防災拠点を、被災地の外周部に配置することにより、被災地内への必要以上の交通流入を抑制し、円滑な応急対策活動のための環境を確保する。また、効果的な広域オペレーションを実施するため、基幹的広域防災拠点を中心に、各拠点の役割分担を、各都県の広域防災拠点、ブロック拠点、配送拠点のように階層化し、明確にすることによって、交通流を適切に制御できるようにするとともに、地震後の緊急物資や復旧機材等の輸送にあたり中心的役割を果たす基幹的広域防災拠点が、所期の機能を発揮できるよう、適切な運営体制を確立する。

第3章 対策の効果的推進

1. 幅広い連携による震災対策の推進

- (1) ……(略)……また、国は、災害発生時の広域対策を迅速かつ的確に講じるため、災害発生時における主として政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した「首都直下地震応急対策活動要領（仮称）」を地方公共団体の協力を得つつ策定する。この要領は、累次の訓練等を通じて掌握された課題を的確に反映させる形で適宜見直し、より実践的なものとしていく。また、地方公共団体においても、上記要領の策定を踏まえ、必要に応じ、広域災害に対応した防災計画の見直しを行う。

首都直下地震対策大綱の概要

(平成17年9月 中央防災会議決定)

中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」報告 平成17年7月

実施主体の明確化

第1章 首都中枢機能の継続性確保

首都中枢機能

政治中枢 行政中枢 経済中枢

ライフライン、インフラ

目標

発災後3日程度の応急対策活動期においても継続性を確保

対策

例)

- (首都中枢機関)
- ・建築物の耐震化
- ・バックアップ機能の充実
- ・BCP(事業継続計画)の策定・実行



- (ライフライン・情報インフラ事業者、交通インフラ事業者)
- ・多重化、耐震化
- ・優先的な復旧



第2章 膨大な被害への対応

計画的かつ早急な予防対策の推進

建築物の耐震化

- (国、地方公共団体)
- ・補助制度活用、税制度整備検討
- ・制度整備(耐震改修の指示、公表等)
- ・公共施設の耐震化



火災対策

- (国、地方公共団体)
- ・面的整備
- ・避難地・延焼遮断帯の整備
- ・不燃化の促進



ライフライン・インフラの確保対策

- (ライフライン・情報インフラ事業者、交通インフラ事業者)
- ・多重化、耐震化

膨大な避難者、帰宅困難者の対応

避難者対策

- (地方公共団体)
- ・避難所の確保
- (国、地方公共団体)
- ・空き家利用など多様なメニューの提示

帰宅困難者対策

- (国、地方公共団体)
- ・「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底
- (企業)
- ・従業員の一定期間の収容

地域防災力、企業防災力の向上

地域防災力の向上

- (地方公共団体)
- ・自主的な防災活動のための支援

企業防災力の向上

- (企業)
- ・BCPの策定と実行
- ・地域貢献

広域防災体制の確立

首都圏広域連携体制
治安の維持

復旧・復興対策

震災廃棄物
処理対策

第3章 対策の効果的推進

幅広い連携による震災対策の推進

地震防災戦略
応急対策活動要領
地震時経済対策要領 } の策定

国民運動の展開

「自助」
「共助」
「公助」 } 社会全体で
減災